

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を令和3年10月22日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び姶良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、令和3年10月22日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

令和3年10月22日

鹿児島県知事 塩田康一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

HARD OFF ・ OFF HOUSE 霧島見次店・シュープラザ隼人店・西松屋隼人店
霧島市隼人町見次532番8 外

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

ア 変更前

J A三井リース株式会社 代表取締役 古谷周三
東京都中央区銀座八丁目13番1号
株式会社チヨダ 代表取締役 澤木祥二
東京都杉並区荻窪四丁目30番16号 外1社

イ 変更後

J A三井リース株式会社 代表取締役 新分敬人
東京都中央区銀座八丁目13番1号
株式会社チヨダ 代表取締役 町野雅俊
東京都杉並区荻窪四丁目30番16号 外1社

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

ア 変更前

株式会社チヨダ 代表取締役 澤木祥二
東京都杉並区荻窪四丁目30番16号
株式会社西松屋チェーン 代表取締役 大村禎史
兵庫県姫路市飾東町庄266番地1 外1社

イ 変更後

株式会社チヨダ 代表取締役 町野雅俊
東京都杉並区荻窪四丁目30番16号
株式会社西松屋チェーン 代表取締役 大村浩一

兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1 外1社

3 変更年月日

- (1) 2の(1)のJ A三井リース株式会社に係る変更 令和3年6月25日
- (2) 2の(1)の株式会社チヨダに係る変更 令和3年5月20日
- (3) 2の(2)の株式会社チヨダに係る変更 令和3年5月20日
- (4) 2の(2)の株式会社西松屋チェーンの代表者氏名に係る変更 令和2年8月21日
- (5) 2の(2)の株式会社西松屋チェーンの所在地に係る変更 令和3年10月8日

4 届出年月日

令和3年10月8日